

維持管理計画及び跡地利用計画

維持管理計画(埋立中)

工 種	内 容	頻 度
擁壁等流出防止工	廃棄物の種類、形状、日埋立処分量等の確認 埋立地内水位の確認 貯留構造物の変位等の確認	1日1回 1日1回 月1回
しゃ水工	目視による定期的な点検及び確認と早期の補修 周辺部の水質の分析 しゃ水工付近の廃棄物性状の適性の確認 埋立廃棄物及び基礎地盤の変位の確認	月1回 年1回 月1回 月1回
雨水等集排水工	水路の勾配、沈下等の定期的な観測及び降雨時等の流況の確認 土砂及び落葉堆積の確認 水路への流出状況の定期的な確認 水路のクラック等の確認 放流水質のモニタリング	降雨時 月1回 降雨時 月1回 年1回
浸出水集排水工	浸出水量の継時的変化の観測と降雨記録との対比による集水機能の確認 送水能力の確認 各機器の腐食及び損耗状況の確認	月1回 1日1回 月1回
発生ガス対策工	埋立処分地周辺の地盤の状況(沈下、クラック等) 埋立処分地周辺の草木等の生育状況の確認	月1回 年1回
モニタリング	処理原水及び放流水に関し、モニタリングの実施 周辺の河川及び沢地からのモニタリングの実施 地下水の連続的変化を把握するため、pH、電気伝導度のモニタリングの実施	月1回 年1回 常時
浸出水処理施設	各機器に異常が無いか、機器運転状況の確認及び点検 生物処理状況や凝集状況を確認 薬品残量確認及び定期的な補充 水量・水質データの確認 施設内の清掃の実施	1日1回 " " " "

維持管理計画(埋立完了後)

工 種	内 容	頻 度
擁壁等流出防止工	貯留構造物の変位等の確認	月1回
しゃ水工	周辺部の水質の分析	年1回
雨水等集排水工	水路の勾配、沈下等の定期的な観測及び降雨時等の流況の確認 土砂及び落葉堆積の確認 水路への流出状況の定期的な確認 水路のクラック等の確認 放流水質のモニタリング	降雨時 月1回 降雨時 月1回 年1回
浸出水集排水工	浸出水量の継続的変化の観測と降雨記録との対比による集水機能の確認 送水能力の確認	月1回 月1回
発生ガス対策工	埋立処分地周辺の地盤の状況(沈下、クラック等) 埋立処分地周辺の草木等の生育状況の確認	年1回 年1回
モニタリング	処理原水及び放流水に関し、モニタリングの実施 周辺の河川及び沢地からのモニタリングの実施 地下水の連続的変化を把握するため、pH、電気伝導度のモニタリングの実施	月1回 年1回 常時
浸出水処理施設	各機器に異常が無いが、機器運転状況の確認及び点検 生物処理状況や凝集状況を確認 薬品残量確認及び定期的な補充 水量・水質データの確認 施設内の清掃の実施	1日1回 " " " "

※流入水質が安定し、安全と判断されるまでの間、実施する。

[地下水モニタリング]

地下水については、最終処分場構造基準の強化（平成7年12月22日）に示された項目であるpH、電気伝導度の監視、及び放流水と同等の項目について、定期的に水質検査を行います。

[放流水等の水質の監視について]

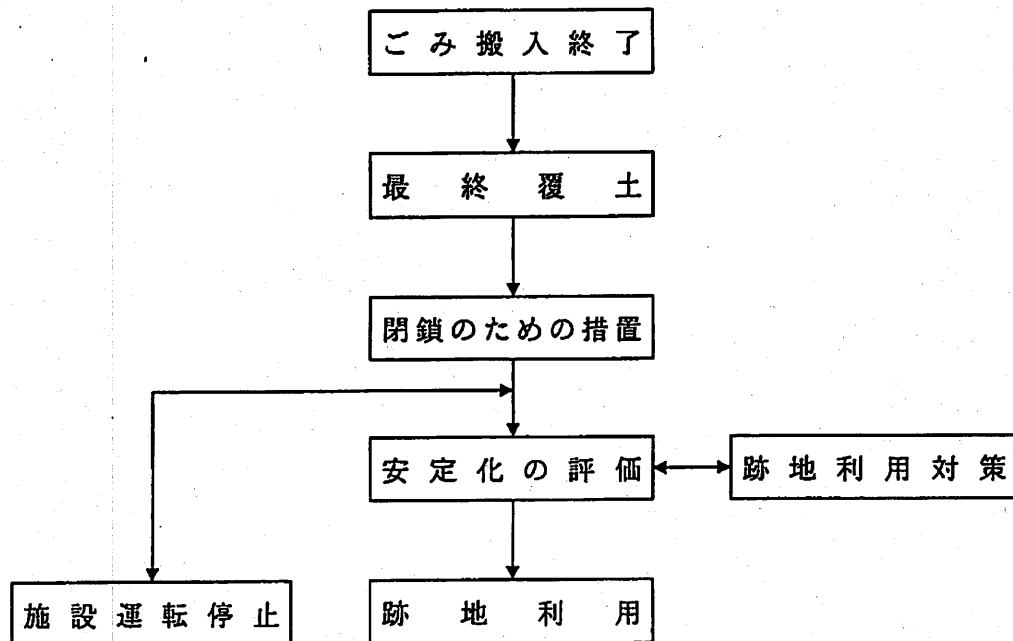
鹿部町では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに「一般廃棄物処理施設維持管理指導要綱（昭和61年、北海道衛生部）」に基づいて浸出水処理施設の維持管理、放流水質等の検査を実施します。

水質検査の項目、頻度、測定方法は、下表のとおりとします。

項 目	頻 度			測 定 方 法
	処理施設 流入汚水	放流水	周辺地下水 or周辺水域	
水素イオン濃度(pH)	月1回以上		年1回以上	通知別 紙3の Iに掲 げる方 法
生物化学的酸素要求量(BOD)				
化学的酸素要求量(COD)				
浮遊物質(SS)				
大腸菌群数				
カドミウム及びその化合物(Cd)	年1回以上			
鉛及びその化合物(Pb)				
シアン化合物				
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物(Hg)				

最終処分場の跡地利用計画

最終処分場計画にあたり、ごみ埋立処分は結果的に土地造成行為につながり、このため埋立が終了した跡地は可能な限り早期に土地利用が可能で、かつその間の管理が容易であることが望ましい。



図－1 跡地利用計画

本計画において跡地利用計画を立てるにあたり、埋立廃棄物の分解で安定がどの程度進んでいるかが問題となり、跡地利用上造成された土地に要求される条件としては次のことがあげられる。

- ・造成された土地の沈下が小さく、しかも比較的短い期間であること。
- ・地盤ができるだけ大きな支持力を有すること。
- ・斜面ですべり破壊が生じないこと。
- ・可燃性ガス、悪臭などが発生しないこと。
- ・基礎等の構造物の耐久性に悪影響を及ぼさないこと。
- ・植生上適した土地であること。

以上のような条件が揃えば一般の土地と同じような条件が満たされることになるが、これらの事項は必ずしもすべて満足しなければならない条件ではない。

したがって、跡地利用計画を推進するにあたり埋立終了後、地盤の沈下と地耐力の調査結果から推測を立て、それにより計画を定めることとしているが、本施設設置場所が山間部に位置していることや市街地から離れた場所にあり、利便性に掛けている場所であることから判断し、植林して周辺の状況に合わせるものとする。